

お待たせしました！ 体育施設がオープンします

ふれあい公園パークゴルフ場は 4月22日オープン予定です！

利用料金 (町内の小中高生は無料です)

区分	大人	高校生	小中学生
1日券	300円	200円	100円
回数券(12枚綴)	3,000円	-	-
シーズン券	6,000円	-	-

※用具代120円 (町内の小中高生は無料です)

《シーズン券販売 4月17日(月)から》

場所 中央公民館ロビー

(月～金 午前9時～午後4時まで)

持ち物 顔写真・券代金

※昨年のシーズン券ホルダーの返却をお願いします！

本岐地区多目的公園パークゴルフ場は4月29日から11月15日までオープン予定です



利用期間 4月22日(土)～10月30日(月)
※気象状況等によっては変更になる場合があります。

定休日 毎週火曜日
(4月25日・10月24日は営業します)

利用時間 4月、5月：午前8時～午後7時
6月～8月：午前7時～午後7時
9月：午前7時～午後6時
10月：午前8時～午後5時



温水プール「すいむ」は 5月2日オープンです！

利用期間 5月2日(火)～10月31日(火)
休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)
利用時間 平日 午前10時～午後8時30分
(午前11時50分～午後1時、午後4時50分～午後6時は休憩時間)
土・日・祝日 午前10時～午後5時
(午前11時50分～午後1時は休憩時間)

《今年のすいむ無料開放日》 8月1日(水の日)
5月2日(プール開き) 9月18日(敬老の日)
5月5日(子どもの日) 10月9日(体育の日)
6月27日(オープン記念日) 10月31日(プール納め)

利用料金

区分	大人	高校生	小中学生 70歳以上
1回券	300円	200円	100円
回数券(12枚綴)	3,000円	2,000円	1,000円
シーズン券	9,000円	6,000円	3,000円

※幼児・町内小中高生・身障者の方は無料です

シーズン券販売 4月24日～5月1日は中央公民館、
5月2日以降は温水プールで随時受付
持ち物 顔写真・印鑑・身分証明書・券代金(更新は券代金のみ)

グレステンスキー場は 5月3日オープン予定です！

グレステンスキー講習会も予定しています



利用期間 5月3日～10月31日までの土・日・祝日
7月20日～8月20日までの期間
利用時間 午前10時から午後6時まで
利用料金 (町民の方は団体料金で利用できます)

区分	大人	大人団体	小学生以下	小学生以下団体
1時間	1,000円	800円	800円	500円
2時間	1,500円	1,000円	1,000円	800円
1日	3,000円	2,500円	2,000円	1,500円
1カ月	5,000円	-	3,000円	-
シーズン	10,000円	-	7,000円	-

※レンタルブーツの料金は300円です



▲協定書を手にする(左から)佐藤町長、岩原さん、藤田さん

高年齢見守り活動に関する協定締結
町と北海道新聞網走地区会が調印式
津別町と北海道新聞網走地区会・大東新聞販売店が「津別町における高年齢見守り活動に関する協定」を結び、3月16日、林業研修会館図書室で調印式が執り行われました。
新聞配達の際に、配達員が一人暮らしの高齢者宅で異変を感じたり、保護を求められた場合、速やかに町などに連絡することで、孤立死を防ぐことが目的です。
調印式には佐藤町長と北海道新聞網走地区会・岩原繁会長、大東新聞販売店の藤田浩さんが出席し、協定書を取り交わしました。



▶宮管教育長(左)と山下組合長

平成20年から続く食農教育応援事業
JAつべつが小学校に補助教材寄贈
3月21日、JAつべつ(山下邦昭代表理事組合長)から教育委員会に、小学生向けの補助教材「農業とわたしたちのくらし」が寄贈されました。JAバンクが平成20年から取り組んでいる「食農教育応援事業」の一環で、子どもたちが食・環境等と農業のつながりを意識し、農業への理解を深めてもらうことが目的です。今回寄贈された教材本とDVDは、5年生の授業で活用されます。



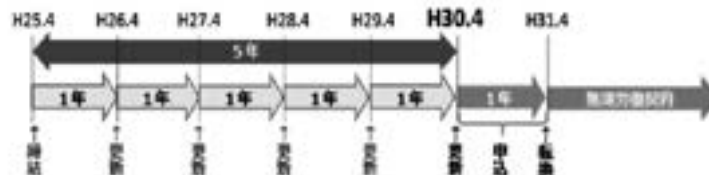
▲大矢根会長(左)と長政園長

津別産のおいしい牛乳を園児に
酪農振興会がこども園に放牧牛乳を寄贈
津別町酪農振興会(大矢根督会長)から認定こども園・こどもの杜(長政久仁子園長)に津別町産放牧牛乳の寄贈があり、3月8日、同園で目録の贈呈が行われました。
園児たちに地元食材の素晴らしさを知ってもらうために実施されたもので、町内8戸の酪農家が生産する「明治牛と共に生きる放牧酪農家の牛乳」(1ℓパック15本)が給食に出されました。

ご存じですか？「無期転換ルール」

《無期転換ルールとは》 有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



《事業主の皆様へ》 無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

無期転換ルールポータルサイト <http://muki.mhlw.go.jp/>
問い合わせ先 北海道労働局雇用環境・均等部指導課
☎ 011-709-2311 (代表)

新入学児童の安全を願って
交通安全マスコット寄贈
3月17日、町内のボランティアグループ・折りづる会(林洋子代表)から教育委員会に、猫をモチーフにしたストラップ付交通安全祈願マスコットが寄贈されました。
子どもたちの通学等の安全を願って、会員の手でひとつひとつ丁寧に作られたこれらの品は、津別小学校の新一年生36人にプレゼントされます。



▲折りづる会のみなさんと宮管教育長